

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 3 回 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会		
事務局 (担当課)	健康増進課 電話 042-769-8322 (直通)		
開催日時	令和 4 年 4 月 2 6 日 (火) 1 9 時～2 0 時 4 5 分		
開催場所	ウェルネスさがみはら A館 3階 集団指導室		
出席者	委員	1 5 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	1 0 人 (保健衛生部長、保健衛生部参事、健康増進課長、地域保健課長、他 6 人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	1 開会 2 健康づくりの推進に係る条例について 3 その他 4 閉会		

議 事 の 要 旨

第3回会議が開催された。主な内容は次のとおり。

1 開会

堤会長が議長となり議事を進行した。

2 健康づくりの推進に係る条例について

事務局より、前回検討委員会の開催時の質問、意見等への回答と条例のたたき台を提示し、内容等について説明を行った。

事務局からの説明に対する主な意見等は次のとおり。

(事務局より資料1について説明)

(発言なし)

(委員長)

進め方については、事務局の提案のとおりとする。

(事務局より資料2の前文について説明)

(竹田委員)

前文が少し長いと感じている。もう少し短くてもいいかなと。どこを切るかというのは難しいが。

(毛利委員)

相模原市のこれまでの施策を説明している2行のところはいらないのではないか。ここに書かれた施策は、過去のものになるのか継続なのか。

(事務局)

さがみはら健康都市宣言は、自らの健康は自ら作るだとか、家庭・地域社会で取り組むなど、現在でも使える理念を謳っているものであるため、条例ができた際に宣言を廃止するかどうかというのは、まだ決めていない。

また保健医療計画だが、こちらは現行の計画で、条例ができた際には条例の理念や基本的施策を具体化するための計画になるため、今後も策定していくということになるかと思う。

(毛利委員)

であるならば、この2行はいらないのではないかと思う。

(佐藤委員)

この前文で最小限だと思う。これを前提としていただくのが良い。

(山口委員)

前文というのはどの条例にもあるものか。

(事務局)

置いてある条例もあれば、置いてない条例もある。

(山口委員)

新型コロナウイルスの感染症拡大によってさまざまな活動が制限されて、とある。今はいいが、10年後20年後にこんなこともあったという感じになるのはどうなのかなという疑問がある。

(事務局)

10年20年後もまだコロナがこんな状況というのは考えたくない、また場合によっては新たな感染症が出てくることも想定される。私共の想いとしては、この条例を策定した一つのきっかけであったり、外出自粛等で健康が脅かされる事態を生じたことが過去あったというこを記憶に留めるといふか、そのことをしっかりと踏まえて健康づくり施策に取り組んでいきたいという、その証を残すというような意味合いもあって、今はこの一文を入れさせていただいている。

(寺崎委員)

大きく後世に残すというのであれば、例えば様々な感染症の拡大により活動が制約されるという風に、新型コロナウイルスという単語は入れなくてもいいのかなと思った。

(笹野委員)

市で独自の条例を作る以上は、健康づくり条例を持っている他市とは少し差別化できるような何か特徴が必要。子どもから高齢者まで全ての市民が健康への理解と関心を深められるというところで、市民を例示したところがすごくいいところだと思っている。特に子ども、若者の健康づくりという視点が入っているところが明らかになるような条例になればと思う。

相模原の場合、高齢化が急激に進んで、これからを支える担い手になる世代が少なくてという中で、高齢者に重点というよりも、子ども若者が相模原市を目指してきて定住化が進むような、魅力のある都市につながるような健康づくり条例になると良いと思う。その意味では、子どもから高齢者までと、あえて子どもからと入れるのはいいなと。できれば子どもや若者という言葉があってもいいかなと。

その流れの中であともう一つ、理解と関心というところは、関心を持って理解が深まるというほうが市民も受け入れやすいのかなと。

(安藤委員)

非常に読みやすく読まさせていただいた。何点かあるがまず1点、がんをはじめとする生活習慣病という部分、生活習慣病の中でほかにも身近なものがないものかと思った。それと、関係者が連携して健康づくりに取り組むというくだりはあるが、支えるとか支援とか、そのような言葉が前文に入らなかった理由をお聞きしたい。

(事務局)

がんのほかにもということだが、前回示した、たたきのたたきの中では、この部分を「疾病構造の変化」という専門用語で書かせていただいております、なるべく市民に分かりやすくということで今回がんを例示したものです。ほかにも心疾患だとか脳血管疾患、心臓病とか脳梗塞という言い方をする場合もあるが、今回は主なものを一つ例示したということであり、他の疾病も表記することについては、今後検討したい。

それから人々の取組を支えるということについては、前文の4段落目に「市民一人ひとりの取組を地域社会全体で支えていくための環境づくり」という風にかかせていただいております、その後の段落で、各主体の連携で取り組むと書かせていただいている。

(水野委員)

以前にも意見が出ていたが、一般的な条例は「〇〇である」という文体を使うけれども、もう少し親しみやすくするために、いわゆるですます調の表現で制定するという考えはどうか。それと、健康づくりで大切なことはいかに健康で過ごせる期間、健康寿命を延ばすかということが大事なので、そこを前文の中で触れることができるかというのではないか。

(事務局)

ですます調での文体については、その方が市民にとってなじみやすいだろうと思う一方、しっかり取り組んでいただきたいという思いを伝えるにあたっては、言い切りの方が決意を示せるのではないかとこのところもあり、まだどちらに決めたということはない。それから健康寿命の延伸、文章をコンパクトで分かりやすくという部分で今回は案から削除したが、皆様のご意見をいただきながら、引き続き検討してまいりたい。

(高橋委員)

生活習慣病ではないが、痴呆症というのはどういう関係で位置づけられるのかなど。痴呆症になった家庭の方々が健康を害されるような可能性も時々聞いたりするので、その辺はどのような感覚でこの前文の中に考えとして入っているのか。

(事務局)

介護予防だとか認知症予防は今後非常に重要な取組になってくると思う。課題としては認識しており、ご意見を参考に検討してまいりたい。

(事務局より資料2の第1条(目的)について説明)

(毛利委員)

前回、責務という言い方で色々意見があったと思う。責務というと果たさなければならぬとなるので、役割や協働という表現がいいんじゃないかなと思う。

(事務局)

耳の痛いご指摘であり、私共も課題と認識している。確かに責務と書くと、何かを強いられる、何かを義務付けられるというニュアンスがある。他自治体の健康づくり条例でも、取組の一番の主体である市と市民は責務、その他は役割としているところもある。

現時点では、全ての主体にしっかり意識をもって取り組んでもらいたいという思いから責務と書かせていただいているが、そうでなければ法令的にだめだということは無いので、弱くなりすぎず、かつやっていただきたいことが伝わりやすいという部分で、ご意見を賜りながら検討を進めてまいりたい。

(寺崎委員)

今、事務局から説明があったように、誰かに任せるのではなくて、自分でしっかりやらなくてはならないということで責務という言葉を使った方が。誰かがやってくれるものではなくて、自分自身に責任があり、しっかりやっっていかなきゃいけないってことを責務と呼んでいる。その方が自己の研鑽を積まれるのではないかと思う。

(水野委員)

条例の目的だが、一番大事なのは第三条にある健康づくりの基本理念、これを明らかにして、市民の方に理解してもらって自ら健康づくりに取り組んでもらうというのが目的の一つなので、第一条の中にも市として基本理念を定めるということを明記したらどうか。前文の中にも書いてあり重複してしまうが。

(事務局)

基本理念を定めるというのは非常に大きな部分である。前文の中に「基本理念を明らかにし」という文章があるが、前文の中がよいのか第一条の中がよいのかそれとも2回書くか。条例ということで所定のルールもあるが、ご意見を参考に検討してまいりたい。

(事務局より資料2の第2条(定義)について説明)

(笹野委員)

健康づくり関係者は、関係者が正しいのか。説明資料の中に関係機関等とあったが、一般的にはそうなのかなと。含まれる方々は市民、地域の団体だったり、学校だったり団体を中心だったので、むしろ健康づくり関係機関等という方が分かり良いと思った。

(事務局)

定義の中に個人が含まれるか否かという部分もあってこのように提示したが、検討させていただきたい。

(事務局より資料2の第3条(基本理念)について説明)

(発言なし)

(事務局より資料2の第4条(市の責務)について説明)

(毛利委員)

前回のたたき台では、市の責務に「健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に努めなければならない」とあった。今回は軽くなってしまった感じがする。環境づくりは入った方が良くと思う。

(事務局)

市がだいぶ引いたと取られるかなと思いつつ、健康づくりに関する施策の総合的な策定・実施という中で読めるということや、基本的な施策の中で環境整備のようなところも謳っていけること、また他の主体の責務の書きぶり等とも併せて、このような案としている。前回のたたき台では市の責務を4つ載せてあり、コンパクトにまとめたところだが、市の姿勢であったり取組の分かりやすさからのご意見と思う。自分たちのことなのでしっかり検討してまいりたい。

(笹野委員)

「健康づくりに関する施策の総合的な策定」の部分、並びがしっくり来ない感じがする。何が意味があっそうしているのか。

(事務局)

施策の策定や実施に総合的に取り組んで行くという思いだが、検討させていただく。

(事務局より資料2の第5条(市民の責務)について説明)

(笹野委員)

市の責務、事業者、保健医療関係者、健康づくり関係者のすべてに健康づくりに資する情報を提供というのが挙がっているが、その情報を受け止めるというか、市民側の責務にその情報を的確に受け取るということがあった方が良くはないか。

(事務局)

とても大事な視点だと思う。確かに市や関係者が提供する情報を自ら受け止めて、必要なサービスを選択するということは市民の皆様にぜひ取り組んでいただきたいことであり、検討してまいりたい。

(梶山委員)

主体は市民ということ強調するのであれば、まずはじめは市民の責務でもいかなと思う。

(事務局)

大切なご指摘だと思う。基本理念に自らの健康は自らつくと謳ってあり、確かに健康づくりの一番の主体は市民の皆様であろうかと思う。そういった意味で順序としてまず最初が市民というのは当然あって、他の自治体の条例では、市民の責務が市より前のものもある。一方で、主体が市民とは分かりつつも、まず我々が先頭を切っていかなきゃいけない、そんな思いもある。非常に悩んでいるところを指摘いただいたなというところで、まだ結論を出せていないが、引き続き皆様との議論を踏まえながら検討してまいりたい。

(委員長) 大切なご意見をいただいたが、その方向で修文してよろしいか。

(発言なし)

(事務局より資料2の第6条(事業者の責務)について説明)

(委員長)

職場が健康診断の機会を提供することは非常に大切なことだとされているが、将来的に健診が同じように続いていくかどうかというのは議論されているところがある。今後も続いていくかどうか、それを将来を見越した条例とどのように折り合わせるのかというところを少し考えている。現状、非常に大切な機会であるというのは事実だが、書きぶりは考えたいのと、悩みを皆さんと共有しておこうと思って発言させていただいた。

(毛利委員)

事業者は従業員に対し、だけになるのか。

(事務局)

現状、従業員という書きぶりだが、その家族も含んでいかななくてはいけないという気はしている。

(毛利委員)

最近、企業の地域貢献っていう話もよくあるので、従業員だけになってよいものかと。

(事務局より資料2の第7条(保健医療関係者の責務)について説明)

(発言なし)

(事務局より資料2の第8条(健康づくり関係者の責務)について説明)

(安藤委員)

行政区が違ったり、学校も市立だったり私立だったりいろいろだが、健康づくり関係者とはどこまでの範囲を指すのか。

(事務局)

事業者であれば市内に本拠を置く、学校であれば市内に設置されているという

ことで、団体の定義としてはハードがあればそれが市内、活動の拠点があればそれが市内ということで想定している。

(委員長)

他に意見が無いようなので、以上を持って議題2を終了する。

3 その他

(事務局)

様々なご意見を頂戴し、感謝申し上げます。この場でいただいたご意見のみをもって進めていくものとは思っていない。後日、お気づきの点があれば事務局までお寄せいただきたい。

次回の会議の日程についてご案内をさせていただく。冒頭申し上げたとおり、5月20日、21日、22日と中央区、緑区、南区において、大規模商業店舗や駅のペDESTリアンデッキで健康づくりや健康づくり条例を制定することについて市民の皆様からのご意見等をお伺いする。そのご意見や庁内での議論等を踏まえ、6月の中旬頃に次回の検討委員会を開催し、施策の部分もご議論いただければと思っている。

また、次回も今回と同様、会場にお越しいただく方とWEB参加のハイブリッド方式で実施させていただきたい。日程については調整の上、改めてご案内させていただく。

(高橋委員)

今回、資料が郵送で送られてきたのが月曜日だった。メールで送られたものを先に読んだが、画面より紙で見た方が頭の中に入りやすいので、次回以降ご配慮いただきたい。

(事務局)

次回以降、1週間程度前にはメール、それから紙の資料がお手元に届くように気を付ける。

(委員長)

委員の皆様方から、本日の会議を通じてご質問・ご意見はあるか。

無いようなので本日の議題は全て終了し、進行を事務局へお返すする。

4 閉会

(事務局)

次回の会議については決まり次第ご連絡するが、資料についても1週間前を目安にお目通しいただけるよう準備を進めてまいりたい。

それでは以上を持って第3回健康づくりの条例の制定に関する検討委員会を終

了させていただきます。皆様、長時間にわたり大変ありがとうございました。

以上

第3回 健康づくりの推進に係る条例の制定に関する検討委員会出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	堤 明純	北里大学医学部公衆衛生学	会 長	出席
2	堤 ちはる	相模女子大学栄養科学部	副会長	出席
3	安藤 晴敏	公 募 委 員		出席
4	伊藤 吉美	相模原市健康づくり普及員連絡会		出席
5	梶山 和美	公益社団法人 神奈川県看護協会 相模原支部		出席
6	菅野 宏一	公益社団法人 相模原市薬剤師会		欠席
7	笹野 章央	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会		出席
8	佐藤 聡一郎	一般社団法人 相模原市医師会		出席
9	高橋 修一	公 募 委 員		出席
10	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会		出席
11	土屋 敦	公益社団法人 相模原市病院協会		欠席
12	寺崎 浩也	公益社団法人 相模原市歯科医師会		出席
13	土井 梨恵	特定非営利活動法人 神奈川県歯科衛生士会相模原支部		出席
14	水野 克己	公 募 委 員		出席
15	毛利 智恵子	一般社団法人 相模原市高齢者福祉施設協議会		出席
16	山口 さゆり	相模原市栄養士会		出席
17	湯田 里子	相模原市食生活改善推進団体 わかな会		出席